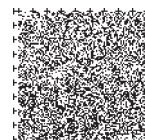


# 都市型軽費老人ホーム

## 制度と補助事業

地域の高齢者が低所得であっても  
安心して住み続けることができるための  
施設整備事業に参加してみませんか



# 都市型軽費老人ホームとは

都市部等において所得が低い高齢者でも入居できるよう  
家賃等の利用料を低額に抑えた軽費老人ホーム（老人福祉法第 20 条の 6）です。  
地価が高い都内の実情に配慮して、設備・人員基準が緩和されています。

|          |   |
|----------|---|
| 施設規模     | 定員 20 名以下(5名以上)                               |
| 主な職員配置基準 | 施設長・生活相談員(施設長が兼務可)・<br>介護職員(常勤換算で1名以上)・夜勤職員など |
| 整備地域     | 23 区及び武蔵野市(全域)、三鷹市(一部地域)                      |



## 施設の特徴

### ① 低廉な家賃等

月額利用料の本人負担額は、  
おおよそ 12 万円程度(家賃・光熱水費・食費を含む)です

### ② 食事の提供

入居者は身体状況等により自炊が困難な程度の方であり施設が食事を提供します

### ③ 24 時間の見守り

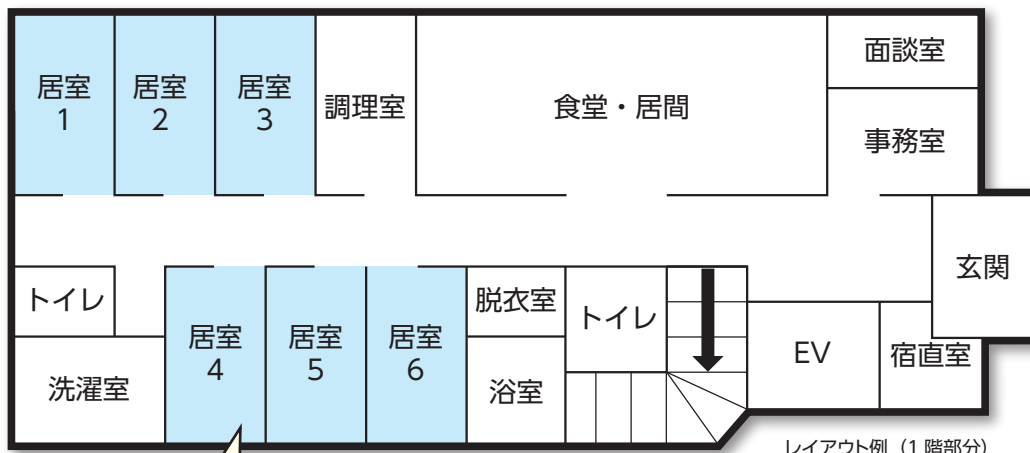
施設長のほかに介護職員や夜間宿直員が配置されます

### ④ 生活支援サービス

生活相談員による相談受付のサービス提供があります

### 主な設備基準

居室・食堂・調理室・  
浴室・洗面所・トイレ・  
面談室・事務室その他



居室(個室)面積基準が7.43㎡(注)まで  
引き下げられているので(トイレ、浴室の共用が可)、  
概ね400㎡程度の敷地があれば整備計画を立てることが可能です。

(注) 4 畳半程度。軽費老人ホーム(ケアハウス)の  
居室面積基準 21.6 ㎡を大幅に緩和しています。

# 都市型軽費老人ホームの整備費補助事業について

東京都は、施設整備費用の一部を補助しています。また、所定の対象施設を併設する場合には、加算した補助単価で補助します。

その他にも、低所得の入居者が負担できる家賃等利用料には限度があるため、開設後の運営費用についても補助を行っています。(入居者1人当たりの運営費補助額の例：13万円位(月額))

| 創設(新築)の場合                     | 補助基準単価(定員1名当たり)  |                |
|-------------------------------|--|----------------|
|                               | 事業者整備型   | オーナー型(地主整備型) ※ |
| 単独型(下記以外)                     | 400万円  | 400万円          |
| 併設型<br>(右のいずれかの施設や事業所を併設した場合) | 500万円  | 500万円          |
|                               | *特別養護老人ホーム / 介護老人保健施設 / 介護専用型有料老人ホーム / ショートステイ事業所 / 認知症高齢者グループホーム / 小規模多機能型居介護事業所など、東京都の各補助事業実施要綱における補助対象施設<br>*サービス付き高齢者向け住宅<br>*訪問看護ステーション |                |

上記のほか、既存建物の買取りや改修した場合の補助もあります。

## 例1

### 都市型軽費老人ホーム(定員20名)を単独で創設した場合

一人当たり補助単価400万円×20名=8千万円(補助基準額)

|                          |  |
|--------------------------|--|
| 建築費 1億7,000万円(例)         |  |
| 補助金 8,000万円<br>(補助率 47%) | 事業者(又はオーナー)の負担<br><自己資金・借入金等><br>9,000万円 |

## 例2

### 都市型軽費老人ホーム(定員20名)に

### 認知症高齢者グループホーム(2ユニット、定員18名)を併設して創設(新築)した場合

一人当たり補助単価500万円×20名=1億円(補助基準額)

|                         |  |  |
|-------------------------|--|--|
| 建築費 2億9,000万円(例)        |  |  |
| 【都市型軽費老人ホーム】<br>補助金 1億円 | 【認知症高齢者グループホーム】<br>補助金 6,000万円<br>(別途、1ユニット3,000万円の補助を受けた場合) | 事業者(又はオーナー)の負担<br><自己資金・借入金等><br>1億3,000万円 |
| (補助率 55%)               |  |  |

## ※オーナー型の補助とは…

地主が、施設を建築して運営事業者に貸し付ける場合に、その地主(オーナー)が負担する建築費を補助する制度です。

補助金を活用することにより、社会福祉事業を運営する事業者から、長期安定的な賃料収入が得られます。

(注：オーナーが整備した施設建物賃借することができるのは社会福祉法人以外の運営事業者に限られます。  
なお、地主が社会福祉法人に対して賃貸した土地に、社会福祉法人自体が施設建物を整備することは可能です。)

地域の高齢者のために  
土地活用を通して  
社会貢献を望まれる  
オーナーさんを  
東京都は支援します！

# よくある御質問 Q&A

**Q** 補助金を受けるためにはどのような審査があるのですか？

**A** 例えば、高齢者のすまいとして適切な建物の構造や設備の仕様を備えているか、整備計画から見て建築費や運営費に関する資金計画が妥当かなどを審査します。

**Q** 運営事業者にはどのような条件が求められますか？

**A** 都市型軽費老人ホームを運営することができるのは、社会福祉法人のほか、社会福祉事業（医療・介護事業も可）の実績がある法人です。  
また、高齢者が入居する施設として安定的な事業運営を確保する必要があることから、過去の経営状況が良好であることも条件のひとつです。

**Q** 低所得でも入居できるとはどの程度の収入を指しますか？

**A** 都市型軽費老人ホームの入居には、収入の制限はありません。生活保護受給者も入居することができます。

**Q** 利用料の仕組みはどのようになっていますか？

**A** 入居者が負担する利用料は、その収入に応じて減額されます。この減額分は、運営事業者からの申請に基づき、基準額の範囲内で東京都が補助する仕組みとなっています。（減額後の本人負担額はおおよそ 12 万円程度です。）

**Q** 介護保険サービスを受けている要介護（支援）認定者は利用できないのですか？

**A** 訪問介護や通所介護など、現在利用している介護サービスを継続したまま入居することができます。また、入居後に認定者となった場合も、入居したまま他の事業者の介護サービスを利用することができます。なお、要介護度の程度によっては他の施設への入所を相談員が支援していく場合もあります。

具体的な御相談の際は、都内整備対象地域である各区市の高齢者施設整備担当部署にお問い合わせください。

〈制度・補助事業の概要やこのパンフレットのお問合せ先〉

**東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課**

登録番号(27)第31号  
平成27年5月発行

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話番号：03-5320-4321（直通） ファクシミリ番号：03-5388-1391

東京都福祉保健局公式ホームページ【都市型軽費老人ホーム】 URL

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/keihidaitoshi/index.html>

石油系溶剤を含まないインキを使用しています。